

商品名等 (電気用品名等)	親子組合せ温蔵ショーケース
1 当該商品等の概要	
<p>用途、機能、性能</p> <p>本器は、揚げ物等のファストフード販売時に用いる温蔵ショーケースである。 「親器」と「子器」があり、「子器」は「親器」から電源供給を受け、温度制御も「親器」の温度制御回路により温度制御される。「子器」は増設用であり、単独での使用はできない。</p> <p>出荷形態は、「親器」、「子器」単独及び「親器+子器」の3通りである。 対象・非対象及び定格表示について、ご教示願いたい。</p> <p>構造、仕様、意匠</p> <p>「親器」・「子器」共に、前面、上面、側面及び背面共に透明ガラスで囲われ、背面には温蔵物の出し入れ用の扉を有する庫の形態をしており、庫内には3段のステンレス棚があり、各棚にコードヒーターが組み込まれ、天井部及び上段・中段の棚下に照明を設けてある。</p> <p>定 格：「親器」100V、50 - 60Hz、500W(増設時1kW)           「親器+子器」100V、50 - 60Hz、1kW           「子器」100V、50 - 60Hz、500W</p> <p>主な使用者、販売先 スーパーマーケット、ファストフード店、コンビニエンスストア等</p>	
2 対象・非対象の解釈	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親器」及び「親器+子器」は、特定電気用品中、電熱器具の「電気温蔵庫」として取り扱う。</li> <li>・「子器」は、電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</li> <li>・定格表示については、定格欄の記載どおりでよい。ただし、「親器」には増設「子器」は限定である旨、「子器」には接続できる「親器」は限定である旨を記載し、取扱説明書等に、その旨の詳細を記載することを、お薦めする。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「親器」及び「親器+子器」は、庫の形態をなし、ファストフードを一定温度に保温するものであることから、「電気温蔵庫」として取り扱うことが妥当と判断する。</li> <li>・「子器」は、「親器」から電源供給を受け、温度感知機能はあるが温度制御は「親器」の温度制御回路により温度制御されるものであり、増設用であって単独での使用はできない半完成品であることから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</li> <li>・定格表示は、定格欄の記載どおりでよいが、「親器」に接続する「子器」及び「子器」が接続できる「親器」は、それぞれ限定品ある旨の注意表示をし、かつ、それぞれの取扱説明書等には、その旨を詳細に記載することを、お薦めする。</li> </ul>	